

3 4 川崎市罹災証明書交付要綱【危機管理本部】

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第90条の2第1項の規定に基づき、本市の市域内で発生した災害によって生じた被害に係る罹災証明書（以下「証明書」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 法第2条第1項第1号に規定する災害（火災を除く。）をいう。

(2) 建物 不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第111条に規定する建物をいう。

(3) 住家 現実に居住のために使用している建物をいう。

(4) 非住家 住家以外の建物をいう。

(5) 不動産 民法（明治29年法律第89号）第86条第1項に規定する土地及びその定着物をいう。

(6) 動産 民法第86条第2項に規定する不動産以外の物をいう。

(対象)

第3条 証明書の対象は、次に定めるとおりとする。

(1) 住家

(2) 非住家

(3) 住家又は非住家に附帯する工作物のうち、区長が被災者救援のため証明書を発行することが適当であると認めるもの

(4) 自動車その他の動産のうち、区長が被災者救援のため証明書を発行することが
適当であると認めるもの

(5) その他災害の状況に応じて、区長が被災者救援のため証明書を発行することが
適当であると認めるもの

(申請対象者)

第4条 証明書の交付申請を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 災害により、自ら所有する前条各号に掲げる証明書の対象に被害を受けた者又
は本人の委任を受けた者

(2) 災害により、自らが居住する住家及びこれに附属する前条第2号から第5号ま
でに掲げる証明書の対象に被害を受けた者又は本人の委任を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、電子申請システムにより証明書の交付申請を行うこと
ができる者は、同項各号の証明書の対象に被害を受けた者とする。

(交付の申請)

第5条 証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、罹災証明
書交付申請書（第1号様式）又は電子申請システムにより、第3条各号に掲げる証
明書の対象が存する区の区長に対し申請するものとする。

2 区長は、証明書の発行に必要な被害の程度を確認するため、申請者に次に掲げる
資料の提出を求めることができる。

(1) 罹災の状況が分かる写真

(2) 前号のほか、罹災の状況が分かる資料等

3 区長は、申請を窓口又は電子申請システムで受け付けた場合は、個人番号カー
ド、運転免許証、旅券その他の本人であることを示す書類等により申請者の本人
確認を行うものとする。

- 4 区長は、大規模な災害その他やむを得ない理由により申請者が前項に規定する書類等を掲示できないと認める場合には、適当であると認める方法により申請者の本人確認を行うものとする。

(申請期間)

第6条 申請者は、罹災した日から6箇月以内に、前条の規定に基づき、申請を行わなければならない。

- 2 区長は、災害により本市に甚大な被害が生じ、申請期間の延長が必要であると認める場合又は申請者が前項に規定する期間内に申請を行うことが著しく困難であると認める場合は、当該災害に係る証明書の申請期間について、これを延長することができる。

(調査の実施)

第7条 区長は、第5条の規定による申請があったときは、申請内容に基づき、必要な調査を遅滞なく実施するものとする。

- 2 動産被害の場合又は申請者が「準半壊に至らない(一部損壊)」被害の程度であることを自ら判定し、かつ、被害の状況を示す写真等の資料から「準半壊に至らない(一部損壊)」被害の程度となることが一見して明らかに判定できる不動産被害の場合は、申請者の同意を得た上で当該資料による審査を実施する。
- 3 住家及び非住家に関する被害であって前項に規定する審査では被害の程度の判定ができない場合、区長は財政局長に申請書等一式の写し又は電子申請システムに記録された事項を送付する。
- 4 前項の規定により申請書等一式の写しの送付を受けた財政局長は、内閣府作成の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づく建物被害認定調査を実施し、当該調査の結果を区長に送付する。

(証明書の交付)

第8条 区長は、前条に定める審査又は調査の結果、被害の程度を判定したときは、申請者に対し罹災証明書（第2号様式）を交付するものとする。

2 区長は、証明書を交付できないときは、申請者に対し証明書を交付できない理由を付してその旨を文書により通知しなければならない。

（再調査）

第9条 前条第1項の規定により証明書の交付を受けた者であって当該証明書に記載された住家等の被害の程度等に不服があるものは、交付を受けた日の翌日から起算して2箇月以内に、区長に対し、再調査を求めることができる。

2 前項の者が再調査の求めをする時は、従前に交付を受けた証明書を添えて、建物被害認定調査再調査申請書（第3号様式）により行わなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があり、再調査申請理由が相当であると認めるときは、再調査を実施するものとし、受け付けた再調査申請書等一式の写しを財政局長に送付する。

4 財政局長は、前項の規定により再調査申請書等一式の写しの送付を受けた場合には、再調査を実施し、当該調査の結果を区長に送付するものとする。

（再調査結果の交付）

第10条 区長は、再調査の結果、住家等の被害の程度等を修正する必要があると認めるときは、再調査の求めを行った者に対し、内容を修正した証明書を交付しなければならない。

2 区長は、再調査の結果、住家等の被害の程度等を修正する必要があると認められないときは、再調査の求めを行った者に対し、その旨を文書により通知しなければならない。この場合において、区長は、前条第2項の規定により申請書に添付された証明書を返還するものとする。

（証明手数料）

第11条 証明書の交付に係る手数料は、川崎市手数料条例(昭和25年川崎市条例第6号)第7条第3号の規定により免除とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、証明書の交付等に関し、必要な事項は危機管理監が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 本要綱の施行前に生じた災害に対する証明書の取扱いについては、従前の取扱いのとおりとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

罹災証明書交付申請書

(宛先) 川崎市 区長 年 月 日

申請者	住所					
	フリガナ					
	氏名					
世帯構成員	氏名	続柄	生年月日	氏名	続柄	生年月日
		世帯主				

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

罹災物件	川崎市 区		
	<<住家>> <input type="checkbox"/> 住家 <<非住家>> <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> その他 ()		
罹災物件と申請者との関係	<input type="checkbox"/> 居住者	<input type="checkbox"/> 非居住者 (所有者)	<input type="checkbox"/> その他 ()
具体的な被災状況			
証明書の用途	<input type="checkbox"/> 損害保険請求 <input type="checkbox"/> 税金の減免 <input type="checkbox"/> 国民健康保険料の減免 <input type="checkbox"/> 国民年金保険料の減免 <input type="checkbox"/> その他 ()		
交付枚数	枚	交付方法	窓口 ・ 郵送

罹災証明書の交付申請にあたり、「自己判定方式」により申請することを希望します。
 また、被害の程度が「準半壊に至らない（一部損壊）」に決定されることに同意します。
同意します。

委任状

川崎市 _____ 区長宛て 年 月 日

代理人 住所 _____ 氏名 _____

私は上記のものを代理人と定め罹災証明書の請求・受領の権限を委任します。

本人 住所 _____ 氏名 _____

- 注1 個人が申請する場合は、本人確認と住所確認ができる書類（運転免許証等）をお持ちください。
- 注2 法人等の従業員等が申請する場合は、従業員等であることを確認できる書類（社員証等）をお持ちください。
- 注3 罹災の状況がわかる写真や建物の位置図等をお持ちください。
- 注4 代理人が申請する場合は、「申請者からの委任状」及び「代理人の本人確認書類」をお持ちください。

※市記載欄

本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード
	<input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 未

罹災証明書（居住者）

第 _____ 号
年 月 日

世帯主住所	
世帯主氏名	

追加記載事項①	被災者区分：					
	世帯構成員：					
	構成員氏名	続柄	年齢	構成員氏名	続柄	年齢

罹災原因	年 月 日の _____ による
------	------------------

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	
追加記載事項②	被災物件種別：

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

追加記載事項	
--------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

川崎市 区長 公印

罹災証明書（非居住者）

第 号
年 月 日

被災者住所	
被災者氏名	
追加記載事項①	被災者区分：

被災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家の所在地	
建物の被害の程度	
追加記載事項②	

追加記載事項③	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

川崎市 区長 公印

建物被害認定調査再調査申請書

年 月 日

申請者	住所	TEL ()
	フリガナ	
	氏名	

罹災証明書の罹災の程度について再調査を申請します。

交付済みの罹災証明書番号 ※証明書右上の数字		
罹災証明書に記載された判定結果	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)	
	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> その他 ()	
罹災場所	川崎市 区	
	《住家》 <input type="checkbox"/> 住家 《非住家》 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> その他 ()	
再調査を依頼する理由		
市職員 記載欄	再調査日時	年 月 日 (午前・午後①・午後②)
	備考	交付方法の希望(郵送にて受け取り・窓口にて受け取り)

申請にあたり、下記の同意事項にチェックをお願いいたします。

- 既に交付を受けた罹災証明書は使用していません。
※使用した場合は、罹災証明書の内容を承認したことになるため、再調査はできません。
※再調査申請書の提出にあたり、既に交付を受けた「罹災証明書」は全てご提出(返送)ください。
- 再調査の実施によって必ずしも住家等の被害の程度が上がるわけではなく、変更が無いまたは下がる場合があることについて了承します。
※再調査により判定した内容が、最終的な「罹災証明書」に記載される判定結果となります。

再調査については、後日、実施日時の御連絡をいたしますので、しばらくお待ちください。

委任状	
川崎市_____区長宛て	年 月 日
代理人 住所_____	氏名_____
私は上記のものを代理人と定め、建物被害認定調査再調査の請求・受領の権限を委任します。	
本人 住所_____	氏名_____